

富士川町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

富士川町職員の勤務時間、休暇に関する規則(平成22年富士川町規則第25号)の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

(不妊治療休暇)

第19条の2 不妊治療休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 不妊治療休暇の期間は、1の年における期間とする。

3 不妊治療休暇は、1日又は1時間を単位とする。ただし、当該休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 1時間を単位として使用した不妊治療休暇を日に換算する場合には、第13条第2項の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

